

平成29年 6 月定例会 県土整備委員会（事前）

平成29年 6 月12日（月）

〔委員会の概要 企業局関係〕

元木委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時37分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、企業局関係の調査を行います。

この際、企業局関係の 6 月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第 4 号 平成29年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第17号 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について
- 報告第 4 号 平成28年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 5 号 平成28年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 6 号 平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

【報告事項】

- 県営電気事業の次期売電交渉について

小原企業局長

6 月定例会県議会に提出を予定しております企業局関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料、表紙裏の目次を御覧いただきたいと思います。

1，平成29年度徳島県土地造成事業会計補正予算，2，徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について，3，徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について，並びに，4，平成28年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について，5，平成28年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について，6，平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書についての計 6 件でございます。

1 ページを御覧ください。

平成29年度徳島県土地造成事業会計補正予算でございます。

この補正予算の内容につきましては、LED・藍産業応援ファンド造成のための財源として、一般会計に5,000万円を貸し付けるものでございます。

次に、2 ページをお開きください。

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

この条例改正につきましては、本年 8 月に完了予定しております、坂州発電所の大規模改良工事に伴い、水車発電機の発電効率が向上するため、発電所の最大出力及び常時出力

について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要及び施行期日につきましては、記載のとおりでございます。

3 ページを御覧ください。

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正についてでございます。

この条例改正につきましては、工業用水の料金を納付する事業所の利便性向上及び徴収事務の効率化のため、料金の徴収の時期について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要及び施行期日につきましては、記載のとおりでございます。

4 ページを御覧ください。

平成28年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

坂州発電所大規模改良事業、坂州橋架替事業、水力発電集中監視制御システム取替事業につきましては、継続費をお認めいただいているところでございますが、表の右から4列目の欄、翌年度逡次繰越額に記載のとおり、営業費用では、坂州発電所大規模改良事業9,339万6,934円、水力発電集中監視制御システム取替事業14万393円、建設改良費では、坂州発電所大規模改良事業6億3,920万4,586円、坂州橋架替事業6,387万1,687円、水力発電集中監視制御システム取替事業8,681万925円を翌年度へ逡次繰り越しております。

次に、5 ページを御覧ください。

平成28年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書についてでございます。

平成28年度に予定しておりました、既設設備改良工事のうち、右から5列目の欄でございますが、6,264万1,240円を翌年度へ繰り越しております。

繰越事業としましては、日野谷発電所川側擁壁耐震対策工事ほか、4工事となっております。

繰越理由でございますが、河川管理者である国土交通省との協議により、河川区域内の施工期間が限定されたことにより、年度内の完成が困難になったことなどでございます。

次に、6 ページを御覧ください。

平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

平成28年度の建設改良費につきまして、右から6列目の欄でございますが、吉野川北岸工業用水道改良工事4億9,767万3,294円、阿南工業用水道改良工事1億1,894万7,674円を翌年度に繰り越しております。

繰越事業としましては、鳴門配水本管（撫養）布設替工事、幸野配水支管布設替工事、ほか4工事となっております。

繰越理由でございますが、設計に関する協議が難航したためでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定によります事故繰越額でございます。

表の右から6列目の欄でございますが、営業費用では、マンホール補修254万9,568円、吉野川北岸工業用水道長岸水管橋撤去工事3,662万5,089円を、建設改良費では、吉野川北岸工業用水道改良工事1億6,278万5,520円を翌年度に繰り越しております。

繰越理由でございますが、設計に関する協議が難航したためでございます。

これら繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上が、6月定例県議会に提出を予定しております企業局関係の案件でございます。

続きまして、配付資料はございませんが、この際、1点御報告させていただきます。

県営電気事業の次期売電料金交渉についてでございます。

県営4水力発電所の売電につきましては、四国電力株式会社との間で、平成22年度から15年間の長期売電契約を締結しており、その売電料金につきましては、2年ごとに契約更改をしております。

現行の売電料金契約につきましては、来年の3月31日で、契約期間が満了いたします。

このため、去る5月29日に、四国電力株式会社に対しまして、平成30年度以降の次期売電料金につきましては、交渉開始の申入れを行ったところでございます。

また、次期売電料金につきましては、交渉妥結後の2月議会で御審議いただくことになります。

これからの交渉に当たりましては、将来にわたる電力の安定供給を図るため、発電施設の機能維持及び信頼性・安全性の保持に、必要かつ適正な料金を確保し、電気事業の健全な経営が維持できるよう、最善の努力を重ねる所存でございますので、今後ともよろしく御指導をお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり、一日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、今年1年間を通じまして、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

では質疑をどうぞ。

達田委員

説明いただきました、売電料金なんですけれども、企業局のこれから平成38年度までの計画を見ますと、水力発電の売電料金というのは、ほとんど変わらず推移をするということになっておりますので、恐らく、現在の料金と同じような金額が設定されるであろうということで、計画を立てられているのではないかと思いますのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

湯浅事業推進課長

売電料金の額につきましては2年間で契約更改をしておりますが、そのときの必要な工事や改良工事及び修繕工事がございますが、その必要な経費を積み上げた結果、決まってくるものと考えております。ですから、今と多少違う場合もございます。

達田委員

そのときの状況によって、有利な方向になるという場合もあるわけで、これ平成38年度までというのは計画の数字が並んでいます、少なくなってしまうということはないと見てよろしいですか。

湯浅事業推進課長

先ほど申しましたけども、2年間に必要な経費を積み上げて、更にその利潤の部分も交渉によって決まってしまうので、現状から上がる下がるということは、今の時点では確定しておりません。

達田委員

できるだけ有利な方向に動いていただきたいと思います。

それで説明にございました、2ページですが、坂州発電所の発電設備の改良に伴って最大出力、常時出力を改めるということで出てるんですけども、この坂州の発電所というのは非常に小規模な発電所ではありますが、水力発電所というのは自然エネルギーとして非常に優秀な設備でないかと思いますが、今まで2,400キロワットでやってきたわけで、この発電所、発電能力に対する実際の発電量は何割ぐらいが発電できていたのかわかりましたら、お願いいたします。

湯浅事業推進課長

坂州発電所の設備利用率というのがございまして、設備能力に対して最大で年間どれくらい発電できるかという値でございますけれども、4発電所平均で大体四十数%だったと記憶しております。坂州発電所の場合は、その半分ぐらいの二十数%だったと記憶しております。

坂州発電所の場合は流れ込み式の発電所でございまして、保安停止と言いまして、砂利が流入するときとかは止めておりますので多少低くなっております。

また、過去におきまして土砂が上流で崩れて、放水口が土砂で埋まったということもありまして、設備利用率が下がっていた時期がございます。

達田委員

坂州発電所の上流にあります、追立ダムの様子なんか見ましても、安定して水が流れていくんだらうかという心配もあるわけですが、今後、この改良されて安定して水量が取れるのか。

湯浅事業推進課長

今回の大規模改良におきましては取水設備、導水設備の部分については改良をしております。坂州発電所は、建屋と機器全て更新しますが、取水口については従来のままでございまして、やはり出水のときには土砂流入防止のために保安停止をするということになります。

達田委員

この取水に関しては、改善の余地はないのでしょうか。

湯浅事業推進課長

取水に関しては、過去に導流壁といいまして、取水口の前にコンクリートの壁を設けまして、土砂流入が少ないように対策もしていますが、やはり出水のときは保安停止をする必要があるということで、今のところそういう状況です。

達田委員

私も坂州よく通りまして、ダムの所も昔の様子もずっと見てきたんですが、非常に大変な土砂の流入がありますので、その時々によって、非常に大変な状況で運営をされているんじゃないかなと思いながら見てるんで、是非、改善の余地があるのでしたらお願いしたいと思っております。

それと、この企業局の今後の計画なんか見ましても、自然エネルギーの普及と社会貢献ということで、非常に力強く書かれているんですが、この坂州発電所、新たにこう改良しましたよという状況のもとで、やっぱり県民の皆さんに、その発電所の価値を知っていただくという取組がとても大事なことではないかと思うんですが、今までどのようにされてきたのか、今後どういうふうな計画があるのか、お尋ねしておきたいと思います。

元木委員長

小休いたします。（10時53分）

元木委員長

再会いたします。（10時54分）

古井自然エネルギー事業化担当室長

これまで、水力発電所をどのようにPRしてきたのかという御質問を頂きました。

企業局では、今まで那賀川水系、勝浦川水系で四つの水力発電所、それから、マリンピア沖洲、和田島の太陽光発電所2か所を運営してきております。

その中で自然エネルギーを、県民の方々に啓発するという事で、今までマリンピア沖洲ですと見学会や、エコみらいとくしま自然エネルギー学習館が沖洲にございましたので、そこにPRルームを作って太陽光等の自然エネルギーの大切さを啓発してきたところであります。

それから、昨年7月には川口ダム、こちらにダム管理所がございますが、その1階を改造いたしまして、川口ダム自然エネルギーミュージアムを設立しております。そちらでは川口発電所、実物の水力発電所を見るのはもちろんのこと、その周辺には、小水力発電、風力発電、それから太陽光発電と、自然エネルギーそれぞれの啓発設備を設置しております。県民の方々にいろいろ見ていただくこととしております。

それから、川口ダム自然エネルギーミュージアムのほうでは、いろいろな自然エネルギーに関する講座といいますか、説明会とかもしております。普及啓発を進めていると

ころでございます。

達田委員

川口ダム自然エネルギーミュージアムを作ってですね、たくさん皆さんに来ていただいて、自然エネルギーのことを知っていただくという取組がされているというのは、良い取組だと思うので、どんどん来ていただきたいと思います。

その中にやっぱり、坂州まで足を伸ばして、坂州発電所も見学や、いろいろ水力発電について学んでいただくという取組が、スマート回廊と言われているんですけど、そういうところに限らずに、ずっと上流にもこういうのがあるのですよというのを是非知っていただきたいと、そういう取組をしていただきたいと思いますが、坂州発電所についてのそういう取組は、これまで行われてきたのか、今後また計画があるのかをお尋ねをしたんですが。

古井自然エネルギー事業化担当室長

坂州発電所のPRについての御質問を頂きました。

坂州発電所につきましては、那賀川の一番奥、旧木沢村のほうに設置しているわけですが、スマート回廊は川口ダム周辺でございまして、ちょっと距離も離れているという関係で、なかなか見学という対象にはなってなかったのですが、今回リニューアルオープンいたしますので、坂州発電所の見学というのも考えてみたいと思います。

達田委員

是非、またいろいろな取組を通じて、県民の皆さんに、こういう発電所が頑張っているんですよ、というのを知っていただきたいと思います。

それと、先ほど話がありました発電量で言いますと、水力発電も安定した水量があれば、太陽光発電を上回る発電ができると、小さくても頑張れるんだ、というようなこともお聞きしておりますので、是非そういう点でもPRをお願いしたいと思います。

眞貝委員

坂州発電所のことで、達田委員から御質問がありましたが、非常に説明がわかりにくかったのですが、大まかに発電設備の改良に伴い、最大出力、常時出力を改める必要があるという理由であったんですが、取水や土砂とか、いろいろあったと思うのですが、この工事の概要について、説明をしていただきたいと思います。

湯浅事業推進課長

坂州発電所の工事概要についての御質問を頂きました。

坂州発電所は、昭和27年に運転を開始しておりまして、運転開始以来、60年余りを経過しております。

電気機械設備の老朽化が進みまして、機能維持が困難であったこと、また、建築物についても、耐震補強が困難な状況であったことから、発電所全体の設備を更新しました。

機能維持と耐震工事を図るために、平成26年度から3か年にわたる継続費として、大規模改良工事を実施しており、建物及び発電設備のリニューアルを実施したところでございます。

工事内容としましては、先ほども少し、申し上げましたが、迫立ダムに設置している、取水設備及びダムから発電所までの導水路設備を除く水車発電機、それから制御盤等の取替えと建屋の建て替えを行うものです。

この水車発電機の更新によりまして、発電所の最大使用水量というのは、変更がありませんが、最大出力は効率がアップしたことにより、100キロワット、アップいたしました。

工事の進捗状況としましては、現在、発電機の据付けをほぼ終えておりまして、これから、各種試験を経て、この7月から発電試運転ということで再開をいたします。

全ての工事が完了するのは、8月末予定となっております。

眞貝委員

いろいろリニューアルして、機械、建屋も全部新しくなるということでございます。そうしたら、最大出力が100キロワット、アップしたということらしいが、具体的にどのような対策を行っているのか、また、常時出力が64キロワットから120キロワットへ改めるとなっておりますが、これは何を意味するのか教えていただきたい。

湯浅事業推進課長

最大出力と常時出力の増加についての御質問を頂きました。

本工事では、水車発電機一式を取り替えることとしておりまして、最新の水車発電機を導入しまして、高効率水車ランナの採用などにより、発電効率が向上しまして出力アップとなっております。

水利権で取水することのできる、最大取水量につきましては、坂州発電所の場合、毎秒6.3立方メートルでございまして、その部分で効率が約6%アップしております。そのことによりまして、最大出力が100キロワット、アップしたものでございます。

一方、常時出力につきましては、64キロワットから120キロワットにアップしているんでございますが、常時出力とは1年を通じまして常時発電できる出力であり、すなわち水が少ない渇水時におきましては発電できる出力をいいます。

最大出力と合わせまして、水力発電所の発電能力を表す指標の一つとされております。なお、発電量につきましては、年間で一割程度、約41万キロワットアワーの増加を見込んでおりまして、一般家庭の使用量を月300キロワットアワーとしますと、110世帯分ぐらいに相当いたします。

眞貝委員

今の説明によりますと、リニューアルしたら発電量、最大出力が非常に効率よくできる。渇水時にも常時出力が倍になるということでございます。

徳島県におきましては、この坂州発電所がもう60年余りということで、ほかのダムも老朽化しているところもあると思っております。

この老朽化した発電所のリニューアルというのは大切なことだと思いますが、新たな自然エネルギーの導入については何か考えておるんですか。

湯浅事業推進課長

新たな自然エネルギーの導入についての御質問を頂きました。

昨年度、新たに策定しました企業局の経営計画におきましても、自然エネルギーの導入に積極的に取り組んでいくこととしております。

企業局が所有しております技術、知識、経営手法などを最大限に活用しまして、小水力発電などの自然エネルギー導入に対し、先導的な取組を行いますとともに、市町村、民間等への積極的な技術支援、それから情報提供を行ってまいりたいと考えております。

この取組の一つといたしまして、今年度から小水力発電導入に向けた河川での流量観測を、この6月から神山町の2か所で開始したところであります。

今後は、一年間の流量の観測データを基にしまして、実証実験に向けた概略設計に取り組んでまいりたいと考えております。

眞貝委員

今、小水力発電ですかね、神山町での実証実験が開始されたとのことですが、徳島県においては、自然が豊かでありますので、今後とも自然エネルギーの普及拡大に、積極的に取り組んでいただきたいところではあります。やはり、費用対効果の良いところから始めていただきたいと思っておりますのでお願いしたいと思えます。

古川委員

眞貝委員が大体聞いてくれたので、わかったんですけども、今回、坂州発電所の条例改正が出ています。基本的に発電したのは四国電力株式会社が買ってくれる、渇水時でも120キロワット発電できて、可能な発電量は発電して、今回1割増える分も四国電力株式会社が買ってくれるという理解でよろしいですか。

湯浅事業推進課長

そのとおりでございます。4発電所一緒なんです。全て四国電力株式会社に買っただけということでございます。

古川委員

もう1点、自然エネルギー事業化担当室長というのができており、僕もこれ、知らなかったんですが、4月にできたのか、去年にできたのか、わからないんですが、これは、この自然エネルギーの事業化、今、話の中で水力発電はもちろん、太陽光発電みたいなものもできる、どういう方向性を目指しているんですか。いろいろな事業化を進めていこうとしているんですか。どのような状況かちょっと教えてください。

古井自然エネルギー事業化担当室長

ただいま、自然エネルギー事業化担当室長についての御質問を頂きました。

県では平成27年12月に自然エネルギー立県徳島推進戦略を策定いたしまして、自然エネルギーの電力自給率を2030年までに37%に拡大するということを定めておりまして、さらに、今年1月からは徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例では、徳島県自ら水素エネルギーの研究や実用化の促進等を義務付けております。

企業局におきましてもこれまで、自然エネルギーの先導的な取組といたしまして、西日本初となります県営メガソーラー、マリンピアにございますけども、この導入や風力発電所の建設、潮流発電調査に取り組むとともに、社会貢献の一つといたしまして、川口ダム自然エネルギーミュージアムの整備など、自然エネルギーの普及啓発に努め、その役割を果たしてきたところでございます。

このように、県の重要施策の一つであります、自然エネルギーの普及拡大につきまして、小水力発電の普及拡大や、水素の利活用の事業を実際に展開するなど、企業局の役割をこれから果たしていく必要があるということでございます。

今後ともこの施策を進める環境部局と、施策の事業化を担う企業局が連携することによりまして、小水力発電をはじめとします自然エネルギーを活用した地方創生に貢献できるものと考えております。

古川委員

去年、新たな温暖化対策の条例ができて、高い目標を掲げてます。2030年までに40%、2013年比ですかね、CO₂等を削減していくということで、自然エネルギー、再生エネルギーですね、水素も含めるんでしょうけど、このあたり、しっかりと進めていかなければいけないなと思っております。

今、水力発電はもとより、メガソーラーをやっていると聞きました。小水力発電また、水素もやっていくということで、あと、風力発電の実践調査をやっている。このあたりをもうちょっと教えてもらえますか。

古井自然エネルギー事業化担当室長

今、風力発電についての御質問を頂きました。

風力発電所につきましては、県のほうで平成13年度に佐那河内風力発電所を運転開始しております。その後、大川原での増設を考えておりまして、そこで風況調査を行っているわけでございますけども、平成18年6月に風車のほうが故障してしまいまして、その後、民間企業の方が、そこでやりたいというお話もございましたので、企業局が持っていますデータ等を元に、大川原のほうでウインドファームは展開したということでございます。

古川委員

水力発電、太陽光発電、進んでいると思うのですが、世界の中では、風力発電が主流なんですけど、日本はちょっと遅れている。でも、まだまだポテンシャルはあると思うんですね。洋上に行かなくても陸上でも、まだまだできる所があると思うので、風力発電の事業化を大川原だけじゃなくて、きちんとゾーニングをした上でやっていくみたいな手法も、是非考えていってほしいと、風況調査とかも必要で、なかなかどこでもできるわけではないとは思いますが、そのあたりどうでしょうか。

古井自然エネルギー事業化担当室長

風力発電についての御質問を頂きました。

洋上風力発電等の開発でございますけれども、洋上風力発電については全国で、ただいま実証実験がやられているところではございますけれども、やはり課題が多いところで、今、進めているところでございます。

これから徳島県のほうでも、なかなか風況がいい所というのは難しいが、全国的な状況を見て進めてまいりたいと考えております。

古川委員

陸上での風況調査について、どの程度、把握をされているんですか。

元木委員長

小休いたします。（11時11分）

元木委員長

再開いたします。（11時13分）

古井自然エネルギー事業化担当室長

風況調査についての御質問を頂きました。

県で実際にしました風況調査につきましては、池田のほうと、あと大川原の増設ということで風況調査はやっております。

古川委員

大川原と池田ということで、どうして池田なのかよくわからないんですけれども、県の中で、もうちょっと風況調査もしっかりしていただいて、西のほうが結構、山が高いかもしれないが、特にこれは素人考えかも知れませんが、南のほうは工事とかもしやすいのかなという気もしますし、県南部でそういうゾーニングをして、風力発電を事業化していくってということも検討いただけたらと思いますが、このあたりどうでしょうか。

古井自然エネルギー事業化担当室長

県南のほうでも風況調査をしてはどうかという御質問でございます。

県内で風況の一番良いのは、大川原の山のほうということになっております。

県南のほうについても、風況はそれほど良くないが、風車を造る前に送電線の関係とか、その辺もございいますので、これから状況を見ながら進めてまいりたいと思っています。

古川委員

送電線の話も出ましたが、そういった意味できちっとゾーニングをして、できる所を選んで進めていくってことは、大事だと思いますので、しっかりと風力発電のほうも

また、事業化に向けて取り組んでいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

岸本委員

今日、配られました資料に基づいて質問させていただきたいと思います。

まず、1 ページの一般会計長期貸付金と貸付条件が5,000万円ですけど、貸付条件がどのようになっているのかと、それから、今までの累計でどれくらい、一般会計への貸付けをしているのか、教えていただけますか。

原田経営企画戦略課長

説明資料に記載をしております、一般会計への長期貸付金の利率について御質問がございました。

これにつきましては、この制度自体が中小企業基盤整備機構、徳島県あるいは、地元金融機関等の共同融資の形になっておりまして、制度上、無利子ということになっております。

もう1点、今までの累計の貸付金でございますけども、これにつきましては、企業局におきましては電気事業会計あるいは、土地造成事業会計において他会計への、資金貸付けを行っております。平成28年度の長期貸付けの残高につきましては、合計で約45億円でございます。うち、電気事業会計が43億9,000万円、土地造成事業会計が1億3,700万円でございます。

岸本委員

まず、5,000万円の分ですけども、上限があるのかと言ったらおかしいのですが、LED・藍産業応援ファンドというのは、県債も発行してファンドをつくっているという状況の中で、無利子で貸せるということであるなら、もう少し多く貸せなかったのかということと、それと、その平成28年までの他会計の貸付けが45億円に上るということで、その返済等々については個別になっているのでしょうか、年間どれくらいで、どういう状況になっているのか、なかなか一言ではわからないかもわかりませんが、お答えいただけますか。

原田経営企画戦略課長

まず、今般の一般会計長期貸付金の5,000万円ですが、創設されるファンドの規模、総額43億円になっておりまして、うち、中小企業基盤整備機構が32億円、徳島県全体として2億5,000万円、うち5,000万円について、企業局のほうから一般会計長期貸付金で貸し付ける形になっております。この5,000万円なんですけれども、基本的には要請があったので、5,000万円という形にしているんですが、なぜ5,000万円といいますとLED・藍産業応援ファンドの前身となりますLEDバレー推進ファンド、これは実は、平成19年9月20日から貸付けをしております、平成29年、今年度9月29日に満期償還を迎えるところでございます。それを引き続き同額を融資させていただくということでございます。

それともう1点、長期貸付けの償還の状況なんですけども、これにつきましては、手元

に資料が、ちょっとすいません。

元木委員長

小休いたします。（11時19分）

元木委員長

再開いたします。（11時20分）

原田経営企画戦略課長

償還の状況なんですけれども、例えば、電気事業会計につきましては、市町村振興資金の貸付金の特別会計でありますとか、病院事業会計でありますとか、あるいは、流域下水道の特別会計等にお貸ししております。

土地造成につきましても病院事業会計等の貸付けをいたしております。金利につきましては、それぞれの、その時々貸付時金利の情勢といいますか、経済情勢に応じて貸し付けてますので、例えば、市町村振興資金特別会計であります。貸付年度の平成9年から平成18年度まで貸し付けております。償還年数15年から12年という形で、これらにつきましては、0.4%から2%の範囲で、折々の長期国債の金利等を参考に貸し付けております。

岸本委員

それでは、もう1点お尋ねします。

今度は6ページ、7ページの繰越額ですね。翌年度の繰越額ということで、大きな額がきてましてですね、これの説明理由が、設計に関する協議が難航したためということで、6ページ、7ページの全部、この理由になっとんですけど、もう少し具体的に、何が難航して、こんなになってんのやと、全てなってますので、その辺、個別に具体的に説明お願いできますか。

大塚土木整備室長

まず、6ページについてでございますが、工業用水道事業会計の吉野川北岸工業用水道についてですが、吉野川北岸工業用水道の鳴門配水本管（撫養）布設替工事がありまして、撫養川水管橋の代替施設としまして、河底横過トンネルを設置するとともに、取り合いの管路を耐震管に布設替えする工事ですが、施工に必要な借地の交渉に不測の日時を要したために、年度内の完成が困難となったものでございます。

それから、阿南工業用水道につきましては、幸野配水支管布設替工事がありまして、道路を管理する国土交通省との協議に不測の日時を要したことにより遅れており、工事自体は、今年度5月に完了をしております。

それから、7ページの事故繰越しですが、マンホール修繕につきましては、マンホール14か所の修繕工事なんです。低額であるために過去に二度、入札が不成立となっております。このため、隣接する改良工事と合わせて発注したが、その改良工事に必要な借地交渉に不測の日時を要したことから、年度内の完成が困難になったものでございます。

それから、吉野川北岸工業用水道の長岸水管橋の撤去工事についてですが、こちらにつきましては、河川管理者であります国土交通省との協議の結果、河川区域内の施工期間や堤防の復旧時期などが、限定されたことによりまして、年度内の完成が困難となったものでございます。こちらにつきましては、今年度7月に工事は完成する予定となっております。

それと、吉野川北岸工業用水道の改良工事につきましては、これも先ほど、ありましたが、鳴門配水本管（撫養）布設替工事として、施工に必要な借地使用の面積や時期などの条件面での交渉に不測の日時を要したことによりまして、年度内の完成が困難となったものでございます。こちらは、6月中には工事は完成となる予定でございます。

岸本委員

説明資料ですね、もう少し次回から同じ回答ばかりじゃなくて、中身を詳しく書いていただきたいというふうに思います。

それから、全体の3分の2以上を繰り越している、そして工事は今年度に完成する予定だといった中で、国土交通省との交渉に時間がかかるとか、入札が不調に終わったというのは、致し方ないことかも知れませんが、事前準備をですね、きちんとしていただいて、今後このようなことがないように、できるだけ年度内執行が図れるようお願いいたします。

元木委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時26分）